## 議案第16号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

## 三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第28号の2の表以外の部分中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第19 1号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則 第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅 地造成等規制法(昭和36年法律第191号)|に改め、同表第28号の3中「宅地 造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成 等規制法(以下次号において「法」という。)」に改め、同表第28号の4中「宅地 造成等規制法」を「法」に改め、同表第30号の9の表低炭素建築物新築等計画認 定申請手数料の部法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下 この号において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査の款一戸建ての 住宅(住戸の数が1の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。 以下この号において同じ。) に係る新築等計画である場合の項中「(以下この号にお いて「性能評価書」という。)」を削り、同款建築物(一戸建ての住宅であるものを 除く。以下この号において同じ。)全体に係る新築等計画である場合(住宅の用に供 する部分 (以下この号において 「住宅部分」という。) に限る。)」の項中 「建築物 (一 戸建ての住宅であるものを除く。以下この号において同じ。)全体」を「一戸建ての 住宅以外の建築物」に改め、同項中

適合証が添付されている床面積の合計が 30012,000 円場合平方メートル未満のものまの未面積の合計が 30028,000 円平方メートル以上2,000 平方メートル

未満のもの	
床面積の合計が	67,000円
2,000 平方メートル	
以上 5,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	104,000 円
5,000 平方メートル	
以上 10,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	168,000円
10,000 平方メートル	
以上 25,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	238,000 円
25,000 平方メートル	
以上 50,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	373,000 円
50,000 平方メートル	
以上のもの	

適合証が添付されている 床面積の合計が 300 12,000円 平方メートル未満のもの 床面積の合計が 300 28,000円 平方メートル以上 2,000 平方メートル 未満のもの 床面積の合計が 67,000円

を

	2,000 平方メートル	
	以上 5,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	104,000円
	5,000 平方メートル	
	以上 10,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	168,000円
	10,000 平方メートル	
	以上 25,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	238,000 円
	25,000 平方メートル	
	以上 50,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	373,000円
	50,000 平方メートル	
	以上のもの	
全ての住戸が建築物エネ	床面積の合計が 300	38,000円
ルギー消費性能基準等を	平方メートル未満の	
定める省令(平成 28 年経	もの	
済産業省令・国土交通省	床面積の合計が 300	66,000円
令第1号。以下この号に	平方メートル以上	
おいて「省令」という。)	2,000 平方メートル	
第 10 条第 2 号イ(2)及び	未満のもの	
口(2)に規定する基準に	床面積の合計が	125,000円
よる場合	2,000 平方メートル	
	以上 5,000 平方メー	
	トル未満のもの	

に改める。

床面積の合計が	178,000円
5,000 平方メートル	
以上 10,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	322,000 円
10,000 平方メートル	
以上 25,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	520,000 円
25,000 平方メートル	
以上 50,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	915,000 円
50,000 平方メートル	
以上のもの	

別表第30号の9の表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査の款建築物全体に係る新築等計画である場合(住宅部分以外の部分に限る。)の項中「建築物全体」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号口に規定する基準による場合」を「省令第10条第1号イ(2)及び口(2)に規定する基準による場合」に改め、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の部及び軽微変更該当証明申請手数料の部中「住戸又は」を削り、同表備考を次のように改める。

## 備考

新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合 又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第5 4条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認 定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号 に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する 額(次のア及びイに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次のア及びイに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

- ア 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請 手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- イ 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

別表第30号の10の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部 住宅建築物に係る性能向上計画である場合の款一戸建ての住宅の場合の項及び共同 住宅等の項を次のように改める。

一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(2)	床面積の合計が 200 平	20,000 円
	及び口(2)に規定する基		
の場合			
	準(以下この号において 	<i></i>	
	「誘導仕様基準」とい	床面積の合計が 200 平	22,000 円
	う。)による場合	方メートル以上のも	
		Ø	
	その他の場合	床面積の合計が 200 平	37,000 円
		方メートル未満のも	
		Ø)	
		床面積の合計が 200 平	42,000 円
		方メートル以上のも	
		Ø	
共同住宅等の場	全ての住戸が誘導仕様	床面積の合計が 300 平	37,000円
合	基準による場合	方メートル未満のも	
		Ø)	
		床面積の合計が 300 平	66,000 円
		方メートル以上 2,000	
		平方メートル未満の	
		もの	

	床面積の合計が 2,000	126,000 円
	平方メートル以上	
	5,000 平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が 5,000	181,000円
	平方メートル以上	
	10,000 平方メートル	
	未満のもの	
	床面積の合計が	328,000 円
	10,000 平方メートル	
	以上 25,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	533,000 円
	25,000 平方メートル	
	以上 50,000 平方メー	
	トル未満のもの	
	床面積の合計が	940,000 円
	50,000 平方メートル	
	以上のもの	
その他の場合	床面積の合計が 300 平	74,000 円
	方メートル未満のも	
	0	
	床面積の合計が 300 平	126,000 円
	方メートル以上 2,000	
	平方メートル未満の	
	もの	
	床面積の合計が 2,000	222,000 円
	平方メートル以上	
	5,000 平方メートル未	
•	•	

満のもの	
床面積の合計が 5,000	310,000 円
平方メートル以上	
10,000 平方メートル	
未満のもの	
床面積の合計が	604,000 円
10,000 平方メートル	
以上 25,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	1,045,000円
25,000 平方メートル	
以上 50,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	1,923,000 円
50,000 平方メートル	
以上のもの	

別表第30号の10の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部 非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合の款住宅部分の項を次 のように改める。

住宅部分	全ての住戸が誘導仕	床面積の合計が 300 平	37,000 円
	様基準による場合	方メートル未満のも	
		の	
		床面積の合計が 300 平	66,000 円
		方メートル以上 2,000	
		平方メートル未満の	
		もの	
		床面積の合計が 2,000	126,000 円

平方メートル以上	
5,000 平方メートル未	
満のもの	
床面積の合計が 5,000	181,000円
平方メートル以上	
10,000 平方メートル	
未満のもの	
床面積の合計が	328,000円
10,000 平方メートル	
以上 25,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	533,000円
25,000 平方メートル	
以上 50,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	940,000円
50,000 平方メートル	
以上のもの	
床面積の合計が 300 平	74,000 円
方メートル未満のも	
Ø	
床面積の合計が 300 平	126,000 円
方メートル以上 2,000	
平方メートル未満の	
もの	
床面積の合計が 2,000	222,000円
平方メートル以上	
5,000 平方メートル未	
満のもの	
床面積の合計が 5,000	310,000円
	5,000 平方 のもの 床でのものの合計が 5,000 下での合計が 10,000 上 10,000 で 10,000

平方メートル以上	
10,000 平方メートル	
未満のもの	
床面積の合計が	604,000 円
10,000 平方メートル	
以上 25,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	1,045,000円
25,000 平方メートル	
以上 50,000 平方メー	
トル未満のもの	
床面積の合計が	1,923,000円
50,000 平方メートル	
以上のもの	

別表第30号の10の表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下この号において「基準適合認定申請」という。)に対する審査の款一戸建ての住宅の場合の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1第1項第2号イ(2)」に改め、同款共同住宅の場合の項中「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この号において「モデル共同住宅基準」という。)」を「モデル住宅基準」に改め、同款住宅部分の項中「による場合、モデル共同住宅基準による場合」を削る。

別表第38号の次に次の1号を加える。

(38)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく容積率に関する特例 認定申請手数料 27,000円

別表第43号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に 改め、同表第45号の4の次に次の1号を加える。

(45)の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例許可申請手数料 160,000円

別表第59号から第59号の3までの規定中「一敷地内認定建築物以外の」及び「(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第38号の2の改正規定、同表第43号の改正規定、同表第45号の5 の改正規定及び同表第59号から第59号の3までの改正規定 令和5年4月 1日
  - (2) 別表第28号の2から第28号の4までの改正規定 令和5年5月26日 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行 の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料に ついては、なお従前の例による。